

広島海区漁場計画の変更(素案)

1 漁業権に関する事項 ※変更部分のみ赤字記載

現行免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	種別	関係地区	存続期間	
区第193号	第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町沖野島片山鼻地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ オ カ キ	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキを結んだ6直線とキアを距岸100メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 江田島市大柿町沖野島中殿の鼻南西端 江田島市大柿町沖野島中殿の鼻北西端から護岸沿い北東へ42メートルの所 江田島市大柿町片山鼻北西端 江田島市大柿町片山鼻の北東側護岸の東角から護岸沿い北西へ7メートルの所 1から江田島市沖美町小黒上島の高を見通す線と距岸100メートルの線との交点 1から江田島市沖美町小黒上島の高を見通す線上389メートルのところ 2から江田島市沖美町小黒上島の高を見通す線上389メートルの所 2から江田島市沖美町小黒上島の高を見通す線上600メートルの所 4から354度690メートルの所 4から大柿町深江赤羽根崎防波堤の付け根から南へ1番目の曲がり角を見通す線上420メートルの所 3から大柿町深江漁港南防波堤の北端の赤灯台を見通す線と距岸100メートルの線との交点	団体漁業権	江田島市大柿町深江	現行どおり
新規	第1種区画漁業	かき延縄垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	江田島市大柿町深江いけす地先	区域 基点1 基点2 基点3 基点4 ア イ ウ エ	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 2から護岸沿い北西へ69メートルの所 江田島市大柿町深江戸川北西の埋立地護岸南西角 4の北西にある道路の合流点の護岸沿い切れ目 大柿町深江新開から沖野島上陸後の最初のカーブ地点の護岸沿いの西側排水口から北西へ30メートル地点(ガードレールの終わりから北西へ30メートル地点にある電柱の道路対面) 4から2を見通す線上140メートルの所 4から2を見通す線上30メートルの所 3から1を見通す線上35メートルの所 3から1を見通す線上122メートルの所	団体漁業権	江田島市大柿町深江	免許の日から令和10年8月31日まで

2 保全沿岸漁場に関する事項
該当なし